

庁舎清掃業務公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和8年2月27日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の内容

(1) 事業年度

令和8年度

(2) 業務の名称

令和8年度和歌山県畜産試験場養鶏研究所庁舎清掃業務

(3) 業務内容

令和8年度和歌山県畜産試験場養鶏研究所庁舎清掃業務仕様書のとおり

(4) 業務履行の場所

日高川町船津1090-1 和歌山県畜産試験場養鶏研究所

(5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 仕様書の配布場所及び配布日時

(1) 場所

日高川町船津1090-1

和歌山県畜産試験場養鶏研究所

電話 0738-54-0144

(2) 期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月19日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）に規定する県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時00分まで

3 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設及び事業所で、日高振興局管内に住所があり当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、金額が当所の予定した価格の範囲内であり、また、最低価格であった者を相手方とする。

4 契約の相手方の決定日時

令和8年3月19日（木）午後5時00分以降（予定）

5 契約の相手方の選定基準

上記3に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

6 契約書の要否

要

7 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時00分

(2) 提出場所

日高川町船津1090-1

和歌山県畜産試験場養鶏研究所

8 その他

この公告による発注(契約の締結)は、当該発注(契約)に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し延期し、又は必要な変更を行うことがある。